

追加資料

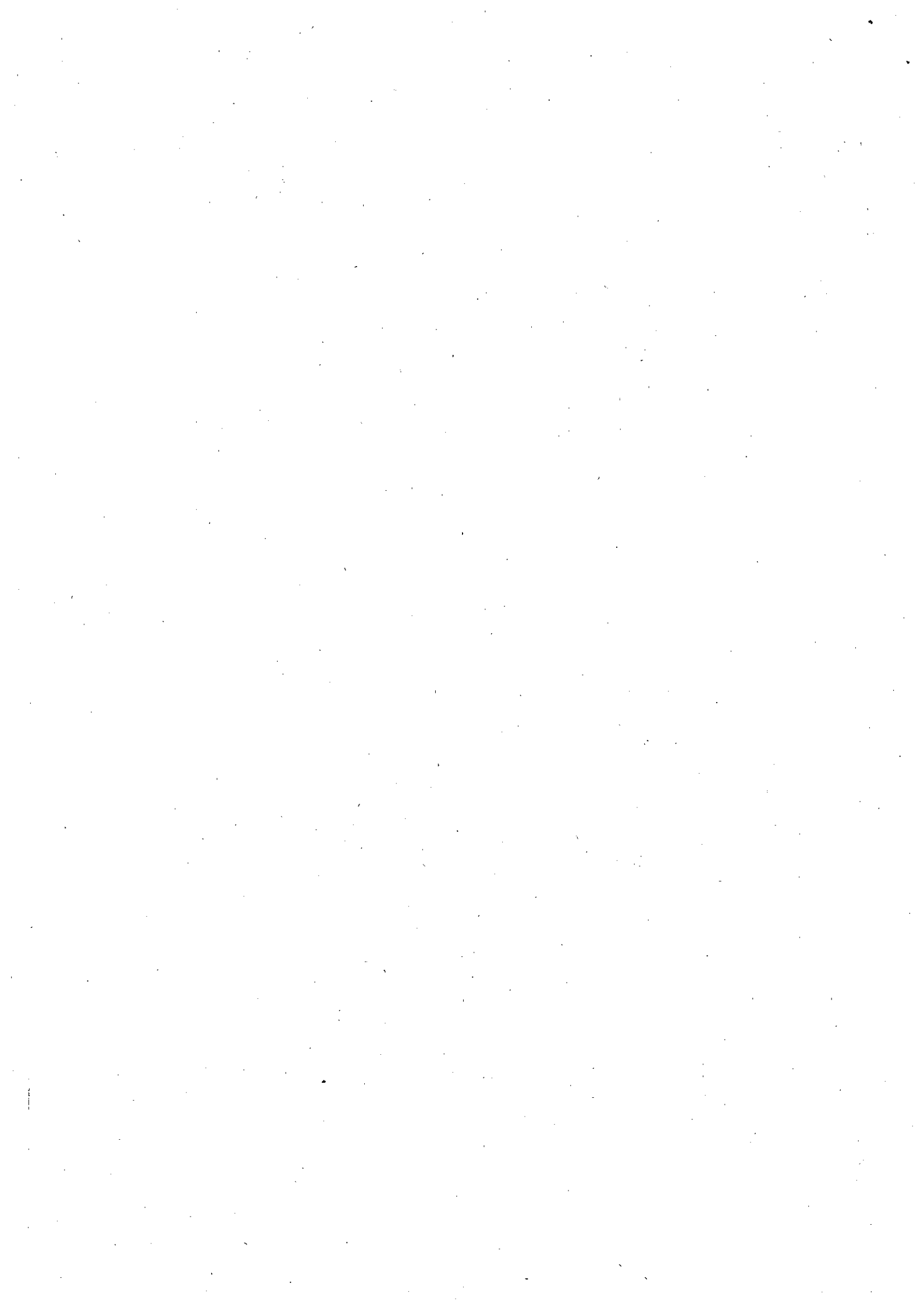
令和元年11月市議会 総務委員会資料 【追加資料】

所管事項調査

「建設工事」及び「建設工事に係る業務委託」の最低制限価格率
の見直しについて

理 財 部

令和元年11月



「建設工事」及び「建設工事に係る業務委託」の最低制限価格率の見直しについて

(1) 概要

建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「設計業務等」）に係る入札については、著しく低価格での受注（ダンピング受注）が行われた場合に工事等の品質の低下が懸念されることから、最低制限価格を設けているところである。

現在の最低制限価格率は平成 26 年度に設定したものであるが、建設工事等の品質の確保はもとより、ダンピング受注の防止による公共工事従事者労働環境の向上、及び担い手の確保を図るため、施工実態等を踏まえて同率について見直しを行う。

(2) 見直しの内容

建設工事及び設計業務等において、最低制限価格率をそれぞれ 2%引き上げる。

なお、国においては、近年の施工実態等を踏まえ、平成 31 年 4 月に建設工事及び測量設計業務に係る低入札価格調査基準の上限を 2%引き上げ、長崎県においても、令和元年 9 月に上限を 2%引き上げている。

区分	機関	最低制限価格率（国、県は低入札価格調査基準率）	
		変更前	変更後
建設工事	長崎市	89% ~ 91%	91% ~ 93%
	国土交通省	70% ~ 90%	75% ~ 92%
	長崎県	90% ~ 91%	90% ~ 93%
設計業務等	長崎市	80% ~ 82%	82% ~ 84%
	国土交通省	60% ~ 80%	60% ~ 82%
	長崎県	60% ~ 80%	60% ~ 82%

※ 長崎県の建設工事の基準率についてはランダム係数の変動範囲（上限に最大 1%加算）を含む。

(3) 変更時期

令和 2 年 1 月 1 日以降に公告する入札から適用